

労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等の改正について
(1, 2-ジクロロプロパンに係る労働者の健康障害防止措置の拡充等)

1 趣旨

厚生労働省では、労働安全衛生関係法令上、製造工程等の管理が未規制の化学物質であって、がん等の労働者に重篤な健康障害を及ぼすおそれのあるものについて、労働者の当該物質へのばく露の状況等の情報に基づきリスク評価を行った上で必要な規制を行うこととしている。

今般、「平成 25 年度化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」等の報告において、1, 2-ジクロロプロパンについて、労働者の健康障害防止措置の拡充のため労働安全衛生関係法令の整備を検討すべきとされたところであり、これを踏まえ、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「安衛令」という。）及び労働安全衛生規則（平成 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）等の一部について所要の改正を行うこととする。

2 改正の内容

(1) 安衛令の一部改正

ア 法第 57 条の規定に基づき、安衛令第 18 条に「1, 2-ジクロロプロパン」を追加する。

※ 安衛令第 18 条に追加されることにより、当該物又は当該物を含有する製剤等について、譲渡又は提供時に名称等を表示しなければならないこととなる。

イ 安衛令別表第 3 第 2 号の第 2 類物質に「1, 2-ジクロロプロパン」を追加する。

※ 第 2 類物質に追加されることにより、当該物又は当該物を含有する製剤等を製造し、又は取り扱う場合は、作業主任者の選任、作業環境測定、特殊健康診断等を行わなければならないこととなる。ただし、1, 2-ジクロロプロパンを製造し、又は取り扱う業務のうち、省令で定める一定の業務については、当該規定を適用しないこととする。

ウ 安衛令第 22 条第 2 項に掲げる物に「1, 2-ジクロロプロパン」を追加する。

※ 安衛令第 22 条第 2 項に追加されることにより、当該物又は当該物を含有する製剤等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し健康診断を行わなければならないこととなる。

(2) 特化則の一部改正

ア 特化則第 2 条第 3 の 2 号に規定する「エチルベンゼン等」に、以下の物を追加する。（以下、（ア）、（イ）、（ウ）を併せて「1, 2-ジクロロプロパン等」という。）

- (ア) 1, 2-ジクロロプロパン
- (イ) 1, 2-ジクロロプロパンを1%を超えて含有する製剤等（以下「1, 2-ジクロロプロパン混合物」という。）
- (ウ) 1, 2-ジクロロプロパン、令別表第六の二に掲げる有機溶剤を当該混合物の重量の5%を超えて含有する製剤等（（イ）に掲げる物を除く。）

ウ 1, 2-ジクロロプロパン等に係る一部の業務に係る適用除外を規定する。
1, 2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、作業主任者の選任、作業環境測定及び健康診断の対象業務から除くこととする一定の業務は、以下の業務とする。

- (ア) 1, 2-ジクロロプロパン等に係る洗浄又は払拭の業務（以下「1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務」という。）以外の業務

なお、当該業務については、特化則の関係規定も適用しないこととする。

エ 1, 2-ジクロロプロパン洗浄又は払拭業務に係る作業については、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第37条の有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任することとする。

オ 1, 2-ジクロロプロパン及び有機溶剤をその重量の5%を超えて含有する製剤等（以下「1, 2-ジクロロプロパン有機溶剤混合物」という。）を製造し、又は取り扱う作業場に係る作業環境測定については、1, 2-ジクロロプロパンのほか、含有する有機溶剤の濃度を測定するものとする。

カ 1, 2-ジクロロプロパン等についての健康診断項目を別紙のとおり規定する。また、一定の物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し行う特殊健康診断に係る対象物質として、1, 2-ジクロロプロパンをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を追加する。

キ 特化則第38条の3の特別管理物質に、1, 2-ジクロロプロパン及び1, 2-ジクロロプロパン混合物を追加する。

※ 特別管理物質に追加されることにより、有害物の名称等の掲示、作業の記録の保存（30年間）、作業環境測定・評価の結果の記録の保存（30年間）、特殊健康診断の結果の記録の保存（30年間）等が必要となる。

コ 1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務について、有機溶剤としての使用の実態に着目した健康障害防止措置として、有機則に規定する第2種有機溶剤等又は第3種有機溶剤等に係る有機溶剤業務に必要な措置のうち、発散抑制措置、呼吸用保護具等に係る規定を準用する。

(3) 安衛則の一部改正関係

ア 譲渡又は提供時に名称等を表示しなければならない有害物として、1, 2

ージクロロプロパンをその重量の 0.1%以上含有する製剤その他の物を追加する。

イ 機械、器具その他の設備の設置、移転又は主要構造部分の変更時に、その計画を当該工事の開始の日の 30 日前までに労働基準監督署長に届け出なければならない物として、1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務を行う屋内作業場に設置される局所排気装置等を追加すること。

3 施行期日等

(1) 公布期日

平成 25 年 8 月 13 日

(2) 施行期日

平成 25 年 10 月 1 日

(3) 経過措置

ア 1, 2-ジクロロプロパン等で、平成 25 年 10 月 1 日に現に存するものについては、その後 6 ヶ月の間、法第 57 条に基づく表示をしない。

イ 1, 2-ジクロロプロパン等に係る作業については、平成 26 年 9 月 30 日までの間は、当該作業の作業主任者の選任を要しない。

ウ 1, 2-ジクロロプロパン等に係る作業については、平成 26 年 9 月 30 日までの間は、当該作業を行う作業場に係る作業環境測定の実施を要しない。

エ 1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務に係る設備で、平成 25 年 10 月 1 日に現に存する物については、平成 26 年 9 月 30 日までの間は、設置を要しない。

オ その他この政令及び省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。

(別紙)

1 1, 2-ジクロロプロパンに係る健康診断項目

(1) 一次健診(特化則別表第3)

一 業務の経歴の調査

二 作業条件の簡易な調査

三 1, 2-ジクロロプロパンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査(眼の痛み、発赤、せき等の急性の疾患に係る症状にあたっては、当該業務に常時従事する労働者に対し行う健康診断におけるものに限る。)

四 眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査(眼の痛み、発赤、せき等の急性の疾患に係る症状にあたっては、当該業務に常時従事する労働者に対し行う健康診断におけるものに限る。)

五 血清総ビリルビン、血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルミツクピルビツクトランスアミナーゼ(GPT)、ガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ -GTP)及びアルカリホスファターゼの検査

(2) 二次健診(特化則別表第4)

一 作業条件の調査

二 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の画像検査、CA19-9等の血液中の腫瘍マーカーの検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査(赤血球系の血液検査及び血清間接ビリルビンの検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対し行う健康診断におけるものに限る。))